

平成二十八年二月十八日提出
質問第一三四号

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたP C B汚泥の搬出・運搬と処理に関する質問主意書

提出者 照屋 寛 徳

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の搬出・運搬と処理に関する質問主意書

PCB汚泥とその廃棄物は、国民の健康と生命を害し、環境を破壊する毒性の高いものである。そのため、保管や搬出・運搬、処理にあたっては、極めて高い安全性の確保が求められている。

私は、平成十六年三月五日に「航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する質問主意書」（以下、「質問主意書」という）、同年四月二日に「航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質問主意書」（以下、「再質問主意書」という）を提出し、それぞれ同年三月十日及び四月十三日に政府答弁書を受領した。

右「質問主意書」及び「再質問主意書」提出にあたり、私は航空自衛隊恩納分屯基地（以下、恩納分屯基地という）において当該PCB汚泥の保管状況を視察した上で、恩納村議会や恩納村漁業協同組合などの関係者から事情聴取を行ったものである。その後も当該PCB汚泥の早期処理を願い、その行方を注視し続けてきた。

当該PCB汚泥について、沖縄防衛局と航空自衛隊は、平成二十五年十一月十三日に福島県の処分場へ搬出を開始し、翌年三月十七日までに完了したと発表している。

ところが、当該PCB汚泥の処理が完了したとの発表について、少なくとも私は報道を含めて触れていない。

以下、質問する。

一 恩納分屯基地で保管していたPCB汚泥は、福島県いわき市在の株式会社クレハ環境（以下、クレハ環境という）で処理する目的で搬出・運搬されている。

当該PCB汚泥が搬出された年月日毎に、その数量（ドラム缶の数）及び重量を明らかにした上で、かかる搬出・運搬状況に対する政府の見解を示されたい。

また、右搬出・運搬された当該PCB汚泥が、私の「質問主意書」に対する平成十六年三月十九日付政府答弁書「別表一」にいう「重量」の和である約三百二十二トン及び「保管しているドラム缶の数」の和である千八百二本の全てかについても併せて明らかにされたい。

二 恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の搬出・運搬業務は株式会社日本通運、処理業務はクレハ環境がそれぞれ受注しているものと承知している。

右搬出・運搬業務と処理業務それぞれに関する事業者選定方法、入札期間及び実際に入札した事業者の

数、並びに予定価格と最低制限価格について、その法的根拠と併せて明らかにした上で、かかる請負契約の適正性に対する政府の見解を示されたい。

三 PCB汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三百三十七号）第二条第五項に定める「特別管理産業廃棄物」であるが、クレハ環境は特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を持つ処理業者か否か。その法的資格を付与された年月日と併せて明らかにされたい。

四 我が国における汚泥等PCB廃棄物の分解・処理方式には、「脱塩素化分解」「水熱酸化分解」「還元熱化学分解」「光分解」「プラズマ分解」「機械化学分解」「溶融分解」等があるといわれている。

① 恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の処理業務を受注したクレハ環境は、いかなる分解・処理方式をもって当該PCB汚泥を処理したのか。かかる方式による一日当たりの最大処理能力を示した上で、実際の処理量を年月日毎に明らかにされたい。

② 右PCB汚泥処理後の残滓物はいつ、いかなる方法で処理されたのか。その処理年月日と方法、処理場等について業者名と併せて明らかにされたい。

③ その上で、恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥が適法かつ適正に処理されたといえるか、政府

の認識を示されたい。

五 PCB廃棄物の新たな処理技術については、開発した事業者等から相談を受け付け、処理の原理・安全性等の評価を行った後に、当分野の有識者からなる「PCB処理技術調査検討委員会」に諮りつつ、個別に評価・検討を行い、評価書が発行されていると承知している。

恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の処理業務を受注したクレハ環境が当該PCB汚泥処理に用いた技術は、同社が独自に開発したものか。右にいう評価書が発行されているのであれば、その年月日を明らかにされたい。

六 恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の搬出・運搬及び処理にあたっては「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」（以下、「マニフェスト」という）が発行されている。

① 「マニフェスト」には「A票」「B2票」「D票」「E票」等のアルファベットが付されている。かかるアルファベットには、当該産業廃棄物を管理する上で、それぞれいかなる意味があるのか、その全てについて説明されたい。

② 「マニフェスト」には「運搬先の事業場（処分事業場）」及び「最終処分を行った場所」との記載欄

があるが、いかなる違いがあるのか。それぞれについて説明されたい。同様に「処分終了年月日」及び「最終処分終了年月日」との記載があるが、その違いについて説明されたい。

右質問する。